

第9章　自主規制機関の行う公正確保業務

第1　委員会と自主規制機関との関係

自主規制機関（証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会及び金融先物取引所）は、市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、当該機関に所属する会員等が法令や自主規制ルール等に基づいて適正な業務を行っているかどうかの監査等を行うことになっており、委員会と自主規制機関とは、市場の監視について、いわば「車の両輪」としての役割を担っていると言える（附属資料136頁参照）。

一方、委員会は、自主規制機関の監査等の業務が適切に執行されているかどうか、あるいは、自主規制機関が法令・自主規制ルール等に違反した会員等の処分を厳正に行っているかどうかについて、検査する立場にもある（平成10年4月に実施した日本証券業協会に対する検査については、第4章第7「自主規制機関に対する検査（60頁）」を参照）。

自主規制機関は、仲介者を会員としつつ、適切な行為規範を確立し、会員にその遵守を求めること等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。こうした努力が、長期的には仲介者自身の利益を増進することになるものであり、今後、金融システム改革が進展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に發揮していくことがますます重要となってきており、その活動の一層の充実が期待されている。

委員会としては、このような関係にある自主規制機関と常に緊密な連絡・連携を図っており、監査等の活動状況のヒアリングを行っている。各自主規制機関からの報告等によれば、平成9年4月～10年3月（以下「平成9年度」という）における活動状況等は、以下のとおりである。

第2 日本証券業協会の活動状況

日本証券業協会の平成9年度における活動状況は、以下のとおりである。

1 会員に対する監査の実施状況等

(1) 主な監査項目

会員（注1）に対する監査は、①「適合性の原則」（注2）の遵守状況、②有価証券の売買取引等の禁止行為に関する規則等の遵守状況、③有価証券の売買取引及び受渡決済等の管理状況を監査項目として実施している。

(注1) 会員

協会員は、権利義務の違いにより次の2種類に区分される。

- ① 会員 証券会社及び外国証券会社
- ② 特別会員 認可を受けた金融機関

(注2) 適合性の原則

適合性の原則とは、証券会社の投資勧誘が、投資者の投資判断に対して大きな影響を与えることから、投資者の実情に適合したものでなければならぬというものであり、証券会社は積極的に顧客の投資目的及び財産状況等について相当の調査をしなければならないというものである。

(2) 監査の実施状況

平成9年度は92社（国内証券会社71社、外国証券会社21社）の監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料186頁を参照。

(3) 監査結果の概要

平成9年度における監査の結果をみると、①「適合性の原則」の遵守状況に関して、顧客カードの未作成・記載不備、取引報告書等の不適正な交付等、②有価証券の売買取引等の禁止行為に関する規則等の遵守状況に関して、仮名取引の受託、顧客との金銭

の貸借、有価証券等の営業員による自己買取り、無資格者による外務行為等、③有価証券の売買取引等及び受渡決済等の管理状況に関して、内部者登録カードの未作成・記載不備、有価証券預り証の未交付等、といった規則違反が認められた。

このほか、特定の規則に違反するものではないが、大口現物取引顧客の属性把握が不十分なもの等が認められている。

これら規則違反等のうち、特に改善を図る必要があると認められた定例監査実施会員33社（平成8年度19社）及び特別監査実施会員2社については、改善状況報告書の提出を求め必要な改善指導を行っている。

2 特別会員に対する監査の実施状況等

(1) 主な監査項目

特別会員に対する監査は、①有価証券の売買取引等の注文の受託に関する管理状況、②有価証券の売買取引等の禁止行為に関する規則等の遵守状況、③有価証券の売買取引等の注文の執行・受渡・保管の管理状況、④有価証券の売買取引等に係る業務処理の管理状況等を監査項目として実施している。

(2) 監査の実施状況等

特別会員に対する監査は、主に日本証券業協会から業務委託を受けた全国銀行協会連合会などの特別会員の組織する団体（6団体）が、日本証券業協会から監査員に任命された職員をもって実施しており、平成9年度は72機関（銀行48、信用金庫13、保険会社9、短資会社2）の監査を実施している。

監査の結果、規則違反となる事項は認められていない。

なお、監査の実施状況については、附属資料186頁を参照。

3 売買審査の実施状況等

売買審査の業務を行う店頭売買管理部は、店頭登録（管理）株式等について、市場情報を自ら収集し、その情報に関し、株価・出来高や協会員（会員及び特別会員）の売買取引に係る関与状況の把握を行い、その内容に異常性が認められる銘柄のほか、業務部店頭市場課から法令違反の事実や店頭登録会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生したことについて連絡を受けた銘柄等の売買内容を調査し、必要がある場合にはさらに詳細な審査を行っている。

審査の結果、必要があれば監査部による監査を要請するなど、相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

また、不適正な売買取引が認められた場合には、当該売買取引に関与した協会員に対して、再発防止の観点から定款に基づく措置を講じており、不適正な売買取引とは認められないものの、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、協会員に対し注意等を行っている。

なお、審査の実施状況については、附属資料187頁を参照。

4 協会員に対する処分の概要

日本証券業協会は、協会員が法令又は協会の規則等に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第25条に定める事項に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、譴責、1億円以下の過怠金の賦課（平成10年2月から重大な法令違反等の場合は上限5億円）、6か月以内の会員権の停止若しくは制限又は除名の処分を行うことができる。

平成9年度に行った定款第25条に基づく処分は、譴責1件、過怠

金の賦課が 6 件、 総額 287百万円となっている。

第 3 証券取引所の活動状況

証券取引所の平成 9 年度における活動状況は、以下のとおりである。

1 考査等の実施状況等

(1) 主な考査等項目

会員及び特別参加者（注）に対する検査は概ね、①信用取引及び先物・オプション取引等の関係諸規則の遵守状況、②顧客口座の管理等の状況、③委託手数料関係規則の遵守状況、④その他の法令・諸規則や「適合性の原則」の遵守状況等を検査項目として実施している。

（注） 特別参加者

特別参加者とは、会員以外の者で証券取引所に上場されている証券先物取引等に直接参加する資格を有する者をいう。

(2) 検査の実施状況

平成 9 年度は、東京証券取引所においては48社（国内証券会社 37社、外国証券会社 6 社、特別参加者 5 社）について、また、大阪証券取引所においては20社（国内証券会社）について検査を実施している。

(3) 検査結果の概要

平成 9 年度における東京証券取引所及び大阪証券取引所の検査結果をみると、①信用取引及び先物・オプション取引等の関係諸規則の遵守状況に関して、先物・オプション取引新規顧客の口座設定約諾書の徵求遅延、信用取引委託保証金の預託不足・遅延等、②顧客口座の管理状況に関して、信用取引決済損金・現金取

引買付代金等の立替え、代用有価証券・金銭についての顧客間の口座混同等が認められるとともに、上場債券の値幅制限を超えた市場外売買等の規則違反などが認められている。

なお、検査の結果、改善を図る必要があると認めた場合は、当該会員又は特別参加者に対して改善報告書の提出を求め、必要な指導を行っている（平成9年度は東京証券取引所で法定帳簿の記載要件の不備等により2社、大阪証券取引所で不適正な顧客決済管理等により2社）。

なお、検査の実施状況については、附属資料190頁を参照。

2 売買審査の実施状況等

東京証券取引所を例にとると、売買審査の業務を行う売買審査部は、集積した市場データ等から抽出した銘柄、株式部・債券部等から売買取引の状況に異常性があると連絡を受けた銘柄及び上場管理室から有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報が生じたと連絡を受けた銘柄について調査・審査を行い、各部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

売買審査の結果、不適正な売買取引が認められた場合、当該売買取引に関与した会員及び特別参加者に対して再発防止の観点から、処分を含め内容に応じた措置を講じている。

また、不適正な売買取引とは認められないまでも、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、当該会員に対して、不公正取引の未然防止の観点から、今後の取引に関して慎重を期すよう注意を喚起している。

なお、審査の実施状況については、附属資料191頁を参照。

3 会員及び特別参加者に対する処分の概要

証券取引所は、会員及び特別参加者が法令又は定款等諸規則に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第50条に定める事項に該当することとなったと認める場合は、当該会員及び特別参加者を審問のうえ、1億円以下の過怠金の賦課（平成10年2月から重大な法令違反等の場合は上限5億円）、戒告、市場における有価証券の売買取引等の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名（特別参加者の場合は取引資格の停止又は取消し）の処分を行うことができる。

また、会員及び特別参加者が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は免許の取消しの処分を受けた場合には、同第55条の規定により、その処分の内容に応じ、市場における有価証券の売買取引等の停止若しくは制限又は除名を行う。

平成9年度に東京証券取引所が行った処分は、定款第50条の規定に基づく過怠金の賦課が6件、266百万円となっており、定款第55条の規定に基づく売買取引等の制限を課したもののが15件となっている。また、大阪証券取引所においては、第55条の規定に基づく売買取引等の制限を課したもののが11件となっている。

第4 金融先物取引業協会の活動状況

金融先物取引業協会の平成9年度における会員に対する監査は、金融先物取引の受託管理の状況、委託証拠金の管理状況、金融先物取引に係る行為規制の遵守状況を主な監査項目として実施しており、監査の結果をみると、口座設定約諾書の管理が十分でないもの、顧客カードや注文伝票の記載不備、事業報告書の記載不備等が認められており、これらについて是正を指導している。

なお、監査の実施状況については、附属資料195頁を参照。

第5 金融先物取引所の活動状況

金融先物取引所の平成9年度における会員に対する考查は、金融先物取引の受託管理の状況、金融先物取引に係る禁止行為等に関する諸規則の遵守状況、社内管理体制の整備状況を主な考查項目として実施しており、考查の結果をみると、注文伝票等の法定帳簿の作成・保存不備、口座設定約諾書の記載不備、注文時における自己・受託の区分管理の不備等が認められており、これらについて是正を指導している。

なお、考查の実施状況については、附属資料198頁を参照。